

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応
するための雇用保険法の臨時特例等に
関する法律施行規則案要綱



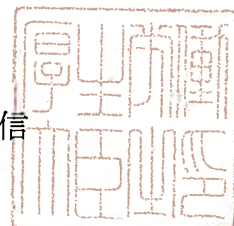
厚生労働省発職 0612 第 6 号

令和 2 年 6 月 1 2 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則案要綱」について、貴会の意見を求める。

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則

案要綱

第一 特例延長給付の支給を受ける場合の受給期間についての調整等

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（以下「法律」という。）第三条第一項の規定の適用がある場合における雇用保険法施行規則第四十八条の三第一項及び第八十五条の五第一項の規定の適用に関する所要の読替えを行うこと。

第二 法第三条第一項に規定する給付日数の延長の通知

管轄公共職業安定所の長は、雇用保険の受給資格者に対して特例延長給付を支給することとしたときは、当該受給資格者に対してその旨を知らせるとともに、必要な事項を受給資格者証に記載するものとする。

第三 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

一 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、令和二年四月一日から同年九月三十日までの間に新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間の全部又は一部

について賃金の支払を受けることができなかつた雇用保険の被保険者であつて、中小事業主に雇用されるものに対して支給するものとする事。

二 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、休業させられている期間から、当該期間のうち就業した日数（当該就業した日における就業時間が四時間未満の場合は、当該就業をした日数に二分の一を乗じて得た日数）及び育児休業その他事業主がさせた休業ではないものとして職業安定局長が定めるものに係る日数を減じて得た日数に応じて支給するものとする事。

三 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、一の被保険者の賃金日額（休業を開始した月前六月のうちいずれかの三月に支払われた賃金（賞与を除く。））の総額を九十で除して得た額をいう。）に百分の八十を乗じて得た額（当該額が一万一千円を超えるときは、一万一千円）を日額とすること。

四 複数の事業主に雇用され、そのうち二以上の事業主により休業させられている場合その他三により賃金日額を算定することが困難であるとき、又は三により算定した額を賃金日額とすることが適当でないと思われるときは、三にかかわらず、職業安定局長が定めるところにより算定した額を賃金日額とすること。

五 一にかかわらず、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、国等の事業に雇用される者に対しては、支給しないものとする。

六 五は、国等に雇用される者が国等以外の者の事業に雇用されている場合にあつては、当該者に対して新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給することを妨げるものではないものとする。

七 一の被保険者が、偽りその他不正の行為により新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受け、又は受けようとしたときは、その日以後は支給しないものとする。

八 一の被保険者は、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受けようとするときは、職業安定局長の定めるところにより、その事業主の適用事業の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に対して、三の賃金日額の算定の基礎となる情報その他必要な事項を記載した申請に必要な書類を提出するものとする。

九 八の書類の提出は、事業主を経由して行うことができるものとする。

十 一から九までのほか、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給に関して必要な事項は、職業安定局長が定めるものとする。

第四 返還命令

一 偽りその他不正の行為により新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受けた者がある場合には、都道府県労働局長は、当該者に対して、支給した新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた新型コロナウイルス感染症対応休業支援金については、当該返還を命ずる額の二倍に相当する額以下の金銭を納付することを命ずることができるとすること。

二 一の場合において、事業主又は新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受けた者の代理人が偽りの届出、報告、証明等をしたためその新型コロナウイルス感染症対応休業支援金が支給されたものであるときは、都道府県労働局長は、これらの者に対し、その新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受けた者と連帯して、一の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができるとすること。

第五 公表

一 都道府県労働局長は、次に該当する場合は、それぞれ二に定める事項を公表することができることと

すること。

- (1) 事業主が偽りその他不正の行為により、その雇用する労働者に新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受けさせ、又は受けさせようとした場合（その雇用する労働者でない者に新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を含む。）
- (2) 代理人が偽りの届出、報告、証明等を行い、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受け、又は受けようとしたことがある場合

二 一の公表することができる事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。

- (1) 一の(1)に該当する場合 次に掲げる事項
 - イ 偽りその他不正の行為を行った事業主の氏名並びに事業所の名称及び所在地
 - ロ 偽りその他不正の行為を行った事業主の事業の概要
 - ハ 偽りその他不正の行為により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受け、又は受けようとした旨、支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

二 偽りその他不正の行為の内容

(2) 一の(2)に該当する場合 次に掲げる事項

イ 偽りの届出、報告、証明等を行った代理人の氏名並びに事業所の名称及び所在地

ロ 偽りの届出、報告、証明等を行い新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の支給を受け、又は

受けようとした旨、支給を取り消した日、返還を命じた額及び当該返還の状況

ハ 偽りの届出、報告、証明等の内容

第六 法第五条第一項の厚生労働省令で定める者

一 法第五条第一項の厚生労働省令で定める者は、国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人の事業に雇用される者とする事。

二 一は、一の者が、国、地方公共団体、行政執行法人又は特定地方独立行政法人以外の者の事業に雇用されている場合にあつては、当該者に対して法第五条第一項の給付金を支給することを妨げるものではないものとする事。

第七 報告等

雇用保険の被保険者でない労働者を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主に対する報告等の命令は、文書によって行うものとする。

第八 立入検査のための証明書

法第五条第二項において準用する雇用保険法第七十九条第二項の証明書は、様式第一号によることとする。

第九 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。